

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和41年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)</p> <p>第3条の5 法第4条第1項の規定による私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校の収容定員に係る学則変更認可申請書に、省令第5条第3項に規定する書類及び図面を添えるほか、当該認可に係る第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類並びに学則の変更事項の比較対照表を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら収容定員を減じるものである場合は、第2条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。</p>	<p>(私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)</p> <p>第3条の5 法第4条第1項の規定による私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校の収容定員に係る学則変更認可申請書に、省令第5条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第2条第3号から第7号まで及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら収容定員を減じるものである場合は、同条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。</p> <p>(1) 変更に係る条文の新旧比較対照表及び新学則</p> <p>(2) 変更後2年間の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(3) 設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録</p>
<p>(高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可の申請)</p> <p>第3条の6 法第4条第1項の規定による高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可申請書に、省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可の申請)</p> <p>第3条の6 法第4条第1項の規定による高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更(通信教育連携協力施設ごとの定員に係る学則の変更を除く。)についての認可の申請は、別に定める様式による高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可申請書に、省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
	<p>2 法第4条第1項の規定による高等学校の広域の通信制の課程の通信教育連携協力施設ごとの定員に係る学則の変更についての認可の申請は、別に定める様式による高等学校の広域通信制課程の通信教育連携協力施設の定員に係る学則変更認可申請書に、省令第5条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該認可に係る第2条第3号から第7号まで及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら定員を減じるものである場合は、同条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。</p>

(学校設置者の変更認可の申請)

第4条 法第4条第1項又は第130条第1項の規定による学校の設置者の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校設置者変更認可申請書に、省令第14条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) [略]
- (2) 法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録
- (3) [略]

(専修学校の目的の変更認可の申請)

第4条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の目的の変更についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校の目的の変更認可申請書に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第3号から第8号まで、第11号及び第12号に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら目的に応じた分野を廃止するものである場合は、第2条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

(学校の廃止認可の申請)

第5条 法第4条第1項又は第130条第1項の規定による学校の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による学校廃止認可申請書に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 法人の場合は、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録
- (4) [略]

別表(第6条の5関係)

申請書の名称	提出期限
[略]	
学校の収容定員に係る学則変更認可申請書	[略]

(1) 変更に係る条文の新旧比較対照表及び新学則

(2) 変更後2年間の事業計画書及び収支予算書

(3) 変更に関する理事会及び評議員会の決議録

(学校設置者の変更認可の申請)

第4条 法第4条第1項又は第130条第1項の規定による学校の設置者の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校設置者変更認可申請書に、省令第14条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) [略]
- (2) 設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録
- (3) [略]

(専修学校の目的の変更認可の申請)

第4条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の目的の変更についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校の目的の変更認可申請書に、省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第3号から第7号まで及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら目的に応じた分野を廃止するものである場合は、同条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

(1) 目的の変更に係る新旧比較対照表

(2) 変更後2年間の事業計画書及び収支予算書

(3) 設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録

(学校の廃止認可の申請)

第5条 法第4条第1項又は第130条第1項の規定による学校の廃止についての認可の申請は、別に定める様式による学校廃止認可申請書に、省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 設置者が法人の場合は、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録
- (4) [略]

別表(第6条の5関係)

申請書の名称	提出期限
[略]	
学校の収容定員に係る学則変更認可申請書	[略]
高等学校の広域通信制課程の通信教育連携協力施設の定員に係る学則変更認可申請書	

専修学校の目的の変更認可申請書

[略]

専修学校の目的の変更認可申請書

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。